平成26年度弁理士試験 短答式筆記試験問題集

[1] 特許出願に関する優先権について、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して特許出願Aをする場合、出願審査 の請求がされている特許出願Bを優先権の主張の基礎とすることはできない。なお、出 願Aは、出願Bの出願日から1年以内にされるものとする。
- 2 甲は、発明イについて特許出願Aをし、その5月後、出願Aを基礎とする特許法第41 条第1項の規定による優先権を主張して発明イ及び口について特許出願Bをした。さら にその5月後、甲は、出願A及びBの両方を基礎とする特許法第41条第1項の規定によ る優先権を主張して発明イ、口及びハについて特許出願Cをした。この場合、出願A及 びBはいずれも出願Aの出願日から1年3月を経過した時に取り下げたものとみなされ る。
- 3 甲は、発明**イ**について特許出願**A**をした後、出願**A**を基礎とする特許法第41条第1項 の規定による優先権を主張して発明**イ**及び**ロ**について特許出願**B**をした。その後、**甲**が 出願**A**を放棄した場合、出願**B**における出願**A**を基礎とする優先権の主張はその効力を 失う。
- 4 実用新案登録出願は、その出願について実用新案権の設定の登録がされた後であって も、特許法第41条第1項の規定による優先権の主張の基礎とすることができる場合があ る。
- 5 複数の者が共同して特許出願をしたときは、代表者を定めて特許庁に届出をしている場合を除き、特許法第43条に規定されるパリ条約による優先権主張の手続については、 各人が全員を代表してこれをすることができる。

[2] 特許権侵害による損害賠償請求訴訟についての次の事案に関し、以下の $(4)\sim(=)$ のうち、誤っているものは、いくつあるか。

(事案)

特許権者**甲**は、物**A**に係る自己の特許権を侵害した**Z**に対し、損害賠償を求める訴えを提起した。**Z**は、侵害の行為を組成した物**A**を販売しており、その数量等は以下のとおりであった。

乙が販売した物Aの数量	1000万個
乙が物Aの販売により得た物A1個当たりの利益の額	8 円
甲が乙の侵害行為がなければ販売することができた物A	10円
1個当たりの利益の額	
甲の実施の能力に応じた額	1億円
乙 の販売数量中、 甲 が販売することができないとする事	50万個
情に相当する数量	
甲 が特許発明の実施に対し受けるべき物 A 1 個当たりの	5 円
金銭の額	

- (イ) 特許法第102条第1項の規定により算定した甲の損害の額は、8000万円である。
- (中) 特許法第102条第2項の規定により算定した甲の損害の額は、1億円である。
- (ハ) 特許法第102条第3項の規定により算定した甲の損害の額は、4750万円である。
- (二) **甲**が9000万円の損害賠償を請求した場合において、**乙**が自己の侵害行為に故意又は重大な過失がないことを立証したときは、裁判所は、これを参酌して**甲**の損害額を4500万円と認定することもできる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 2
- 5 なし

- [3]特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書及び同条に規定する説明書が国際事務局に 提出されている国際出願について、国際予備審査の請求がなされた場合には、国際事務 局は当該補正書の写し及び当該説明書の写しを国際予備審査機関に速やかに送付する。 ただし、当該国際予備審査機関が既にその写しを受領した旨を表示した場合を除く。
- 2 国際予備審査報告を受領した選択官庁は、出願人に対し、他の選択官庁における当該 国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出又はその書類の内容に関する情報の提供 を要求することができない。
- 3 特許協力条約第34条の補正により、明細書の発明の名称を補正することはできない。
- 4 出願人は、国際予備審査機関に請求することにより、特許協力条約第19条の補正書における明白な誤記を訂正することができる場合がある。
- 5 選択国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語で作成された国際予備審査報告を英語 に翻訳することを要求することができる。

- [4]特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次の(4)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 裁判所は、特許無効審判の確定審決に対する再審の審決に対する訴えの提起があったときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。
- (n) 特許権者は、その特許発明が特許法第72条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権の許諾について協議を求めることができるが、その協議が成立せず、特許庁長官の裁定を請求し、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、裁定の謄本の送達があった日から6月以内であれば、訴えを提起してその額の減額を求めることができる。
- (ハ) 特許無効審判において、審判請求人**甲**が、当該特許について新規性欠如により無効にされるべきであると主張したが、当該審判請求は成り立たないとの審決がされた。**甲**は、この審決に対する訴えを提起し、新規性を認めた審決の判断には誤りがあるから取り消されるべきであると主張するとともに、予備的に、当該発明が発明の詳細な説明に記載したものではないので、当該特許は無効であると主張した。裁判所は、**甲**の予備的主張に理由があると判断した場合、審決を取り消すことができる。
- (二) 特許無効審判の棄却審決に対する訴えにおいて審決の誤りが発見された場合、裁判所は、特許庁に特許を無効にすべきことを命ずる判決をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [5] 特許法に規定する審判手続に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 ロ頭審理による審判手続において除斥の申立てがあった場合は、急速を要する行為を 除き、その申立てについての決定があるまで当該手続を中止しなければならない。
- 2 審判書記官が作成した調書の記載について当事者が異議を述べたときは、審判書記官は調書にその旨を記載しなければならない。
- 3 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においては、することができない。
- 4 審判長は、口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び 参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならないが、当該期日の呼出しは、呼出状 の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によ って行われる。
- 5 訂正審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、 口頭審理によるものとすることができる。

- [6] 意匠法に規定する期間に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わ ず、分割又は変更に係るものでもなく、補正後の新出願でもなく、期間の延長はないもの とする。
- (4) パリ条約の規定により意匠登録出願について優先権を主張した者は、いわゆる優先権 証明書を、意匠登録出願の日から3月以内でなければ特許庁長官に提出することができ ない。
- (p) 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があった日から3月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
- (n) 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により、意匠 法第46条第1項に規定する期間内に拒絶査定不服審判の請求をすることができないとき は、その理由がなくなった日から14日(在外者にあっては、2月)以内でその期間の経 過後3月以内でなければ、その請求をすることができない。
- (二) 意匠法第17条の2第1項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から3月以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。
- (ホ) 意匠権者は、登録料の納付期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後3月以内でなければ、その登録料を追納することができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4つ以上
- 5 なし

- [7] 意匠登録出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わ ず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新 出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決 が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする 期間の変更は行わないものとする。
- (イ) 相互に類似する意匠 イと意匠口について意匠法第9条第2項に規定する協議が成立し、 意匠 イに係る出願が取下げられ、意匠口について意匠登録を受けた。その後出願された 意匠 ハが、口に類似せず イに類似するとき、ハについて意匠登録を受けることができる 場合はない。
- (p) **甲**が、意匠**イ**を公知にして、その5月後に**イ**について、新規性喪失の例外の規定の適用を受ける旨の主張をして意匠登録出願**A**をした。**A**の出願の3月前に、**Z**は、**イ**と類似する意匠**口**について意匠登録出願**B**をしていた。このとき、**甲**が**イ**について意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ハ) 甲が、パリ条約の同盟国Xに意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受け、 X国の公報が発行された。その後、甲がイについて、日本国に、Aに基づくパリ条約に よる優先権の主張をして意匠登録出願をすると共に、イに類似する意匠口について関連 意匠の意匠登録出願をした。このとき、口について意匠登録を受けることができる場合 がある。
- (二) 甲が創作した意匠**イ**について意匠登録を受ける権利を有していない**乙**が、**イ**に係る意匠登録出願**A**をし、その後、**甲**が、**イ**に係る意匠登録出願**B**をし、**乙**が、**イ**について意匠登録を受けた。その後、**A**が意匠登録を受ける権利を有していない者の意匠登録出願(いわゆる冒認出願)であることを理由として、**イ**の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した。このとき、**甲**が、**イ**について意匠登録を受けることができる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

- [8] 不正競争防止法上の技術的制限手段に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 会社から貸与されている携帯電話のパスワードを、従業員が第三者に漏洩することは、 技術的制限手段に係る不正競争となる。
- 2 映画に施されている技術的制限手段を解除することは、技術的制限手段に係る不正競争となる。
- 3 アクセスを制限されている会社のコンピュータに外部から許諾なくアクセスすること は、技術的制限手段に係る不正競争となる。
- 4 音楽の著作物に施されている技術的制限手段を解除するプログラムを無償で譲渡することは、技術的制限手段に係る不正競争となる。
- 5 技術的制限手段に反応しないDVD再生機器を販売することは、技術的制限手段に係る 不正競争となる。

- [9] 著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 音楽CDに施された権利管理情報を除去する行為は、営利目的がなければ、刑事罰の対象とならない。
- 2 海賊版であることを知らずに映画のDVDを仕入れた小売業者は、そのDVDが海賊版であることを知った後も、当該映画の著作権者の許諾なしにそのDVDを販売することができる。
- 3 アマチュアのストリート・ミュージシャンが、多くの通行人を聴衆として、対価を受けることなく、駅前で音楽を演奏する場合、その音楽の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 4 放送局が、オリンピック大会の競技結果をニュース番組で報道する場合、そのオリンピック大会の公認テーマ曲を当該番組の冒頭で流す行為について、そのテーマ曲の著作権者の許諾を得る必要はない。
- 5 映画の著作物の著作権の存続期間が満了した後であっても、その映画をテレビ放送する放送局は、その映画の原作小説の著作権者の許諾を得る必要がある。

- [10] 防護標章に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 防護標章登録出願において、自己の登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品 以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその商品と自己の業務に係 る指定商品とが混同を生ずるおそれがある商品及び混同を生ずるおそれがない商品が指 定されている場合は、当該防護標章登録出願は拒絶される。
- 2 防護標章登録に基づく権利を伴っている商標権を分割した場合は、分割した商標権を 移転しない場合でも、防護標章登録に基づく権利は消滅する。
- 3 指定商品又は指定役務についての登録防護標章の使用は、当該商標権又は専用使用権 を侵害するものとみなされるが、この登録防護標章には、その登録防護標章に類似する 標章であって、色彩を登録防護標章と同一にするものとすれば登録防護標章と同一の標 章であると認められるものが含まれる。
- 4 地域団体商標に係る商標権については、登録商標が商標権者の構成員の業務に係る指 定商品又は指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合に限り、 防護標章登録を受けることができる。
- 5 防護標章登録に基づく権利の設定の登録及び防護標章登録に基づく権利の存続期間を 更新した旨の登録を受ける者は、登録料を分割して納付することはできない。

- [11] 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 日本国民であっても、日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有しなければ、国際登録出願をすることはできない。
- (1) 日本国において商標登録を有する外国人は誰でも、国際登録出願をすることができる。
- (n) 国際登録の名義人は、国際登録の存続期間の更新をする場合、国際登録の存続期間の 更新の申請を特許庁長官にしなければならない。
- (二) 国際登録の名義人の変更の記録の請求は、国際登録において指定された商品又は役務 ごとにすることができ、さらに、国際登録が効力を有する締約国のうち一部の締約国に ついてもすることができる。
- (*) 国際登録出願の出願人は、国際登録出願後はいつでも国際登録の保護を求める締約国を追加する手続を特許庁長官にすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- 〔12〕次の(4)~(=)に示す特許法上の規定のうち、意匠法において準用される規定は、いくつあるか。
- (イ) 特許無効審判における訂正の請求に関する規定。
- (ロ) 具体的態様の明示義務に関する規定。
- (ハ) 秘密保持命令及びその取消しに関する規定。
- (二) 当事者尋問等の公開停止に関する規定。
- 1 1つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [13] 特許無効審判に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。 なお、当該特許の特許請求の範囲を請求項1~4(請求項1及び2、並びに、請求項3及び4を、それぞれ、一群の請求項とする。)とし、請求人を**甲**、被請求人を特許権者**乙**とする。
- (4) 特許無効審判の請求書に記載した請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、**乙**が特許法第134条の2第1項の訂正の請求をしないとき、審判長は、**乙**の同意なく、当該補正を許可することはできない。
- (p) **甲**が請求項1のみについて特許無効の審判を請求した場合、**乙**は請求項1のみについて訂正の請求をすることができる。
- (ハ) **乙**が特許請求の範囲の訂正の請求**A**をした後、さらに、特許請求の範囲の訂正の請求 **B**をした場合において、審判長から訂正の請求**B**が認められない旨の審理の結果が通知 されたことにより、**乙**が訂正の請求**B**を取り下げたときは、訂正の請求**A**に係る特許請 求の範囲について審理が行われる。
- (二)審判長は、**乙**の特許を無効とする審決に対する取消しの判決が確定し、審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に**乙**から申立てがあった場合に限り、**乙**に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。
- (ホ) **乙**の特許を無効とする審決が確定したとき、当該審判の参加人でない第三者が、当該 確定審決に対し再審を請求することができる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

〔14〕 意匠法第 3 条の 2 (意匠登録の要件)に関し、次の(4)~(=)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとする。

- (イ) 甲は、意匠 イについて、意匠を秘密にすることを請求した意匠登録出願 A をし、意匠権の設定の登録がされた。甲は、設定の登録があったときに発行される意匠公報の発行の日後であって、秘密の期間経過後に発行される意匠公報の発行の日前に、イの一部に類似する意匠口について意匠登録出願 B をした。この場合、B は、イの存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶される。
- (p) 甲及び乙は共同で、意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録がされた。 甲は単独で、Aの出願の日後であってイが掲載された意匠公報の発行の日前に、イの一 部に類似する意匠口について意匠登録出願Bをした。この場合、Bは、イの存在を理由 として意匠法第3条の2の規定により拒絶される。
- (ハ) 甲は、意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録がされた。**乙**は、**A**の 意匠公報の発行日後に**イ**の一部に類似する意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。この 場合、**B**は、**イ**の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶される。
- (二) 甲は、会社**乙**の職務として意匠**イ**の創作をし、**乙**が、**イ**に係る意匠登録出願**A**をし、 意匠権の設定の登録がされた。甲は、**乙**を退職後、**A**の出願の日後であって**イ**が掲載さ れた意匠公報の発行の日前に、**イ**の一部に類似する意匠**口**について意匠登録出願**B**をし た。この場合、**B**は、**イ**の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶される。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 2
- 5 なし

- [15] 意匠法第7条(一意匠一出願)及び意匠法第8条(組物の意匠)に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 関連意匠として意匠登録を受けようとする場合、願書の「意匠に係る物品」の欄には、 その本意匠の意匠に係る物品の区分と同一の物品の区分を記載しなければならない。
- (p) 「一組の椅子セット」の組物の意匠登録出願をする場合、一の椅子と他の椅子の形状 又は模様が互いに類似していなくても、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (n) 意匠登録出願の願書の意匠に係る物品の欄に「ペンダント」と「ブローチ」の2つの物品の区分が記載され、願書に添付された図面に一の形状のみが表されている場合は、意匠法第7条に規定する要件を満たす。
- (二) **甲**が、「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の組物の意匠登録出願 **A**をしたところ、組物全体として統一がないことを理由とする拒絶査定の謄本の送達が なされた。このため、拒絶査定不服審判の請求をし、当該審判の係属中に、**甲**が、**A**の一部である飲食用ナイフと同一の意匠についての意匠登録出願**B**を行った。その後、拒 絶査定を取り消す旨の審決がなされ、確定した場合であっても、**B**は、**A**の存在を理由 に拒絶されることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 2
- 5 なし

- 〔16〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次の(4)~(=)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 暫定措置が申立人の作為又は不作為によって失効した場合、司法当局は、被申立人の 申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償 を支払うよう命ずる権限を有する。
- (p) 加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。
- (n) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与え、更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えなければならない。
- (二) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟 国は、権利の取得のための手続的な条件が満たされていることを条件として、保護期間 が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行 うことを確保しなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 9
- 4 4 2
- 5 なし

[17] フランスのシャンパーニュ地方に所在するシャンパン製造会社**甲**社は、日本でも著名なシャンパンA、日本でも周知なプレミアムシャンパンBを製造している。総代理店**乙**社が温度管理をしたコンテナでA及びBを日本に輸入して販売している。

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 スペインでシャンパーニュ製法により製造された発泡性ぶどう酒に、シャンパンという表示を付して販売することは、不正競争とならない。
- 2 日本のある地方で、発泡性ぶどう酒をシャンパンと呼び慣わしていた場合、その地方 産の発泡性ぶどう酒にシャンパンと表示して販売することは、不正競争とならない。
- 3 フランスで製造された自転車を輸入して、**A**のブランドで販売することは、不正競争 となる。
- 4 **甲**社の製造した**A**をフランスで購入して、船便により温度管理のなされていないコンテナで日本に輸入して販売することは、不正競争となる。
- 5 日本で、**B**という店名のワイン・バーを経営することは、不正競争とならない。

- [18] 不正競争防止法上の救済に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 信用回復措置は、信用や名声を害する目的をもって不正競争をした者に対してのみ請求することができる。
- 2 製造方法を誤認させる表示をした者に対する損害賠償請求においては、その者がその 行為によって得ている利益の額が損害額と推定される。
- 3 営業秘密の不正使用をした者に対する損害賠償請求権は、その事実が発生した時から 3年で消滅する。
- 4 他人のドメイン名を不正の利益を得る目的で使用した者に対する損害賠償請求は、その損害額に関する立証をすることができないときは、認められない。
- 5 他人の著名な商品等表示を使用した者に対する差止請求においては、その使用の停止を求めることはできるが、当該商品等表示を付した商品の廃棄を求めることはできない。

- [19] 意匠権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録を受けるためには、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達のあった日から30日以内に、第1年から第3年分の登録料を納付しなければならない。
- 2 意匠**イ**を本意匠とする 2 つの関連意匠**口、ハ**について意匠権の設定の登録がされ、**口** と**ハ**とは類似しない場合、本意匠**イ**の意匠権が登録料不納により消滅した後には関連意 匠**口、ハ**に係る意匠権は分離して移転することができる。
- 3 登録意匠の範囲を定める際に基礎とされる「願書の記載」とは、「意匠に係る物品」 を意味し、願書のその他の記載が基礎とされることはない。
- 4 「カメラ」に係る登録意匠の実施行為には、その登録意匠に類似する意匠の「カメラ」をプロのカメラマンが私用目的で使用する行為が含まれる。
- 5 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断において「取引者」の観点を含めることはできない。

- 〔20〕特許出願の審査及び出願の公開に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ)審査官に特許法第139条第1号から第5号まで及び第7号に規定する除斥の原因があるときは、特許出願人は、除斥の申立をすることができる。
- (p) パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願は、当該優先権の主張の基礎とした出願の日から3年以内に出願審査の請求がなかったとき、取り下げられたものとみなされる。
- (n) 特許出願**B**は、特許出願**A**から分割されたものであり、出願と同時に出願審査の請求がされたものである。審査官が、出願**B**について拒絶の理由を通知しようとする場合において、その拒絶の理由が、出願**B**の出願審査の請求の後に出願**A**について通知された拒絶の理由と同一であるときは、審査官は、その旨を併せて通知しなければならない。
- (二) 最後の拒絶理由通知を受けた特許出願人がした特許請求の範囲についての補正が、明瞭でない記載の釈明のみを目的とするものであって、最後の拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものである場合において、補正後の発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないときは、当該補正は却下される。ただし、最後の拒絶理由通知とは、特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知をいうものとする。
- (*) 外国語書面出願が、特許法第36条の2第2項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていないものである場合、特許出願人は、出願公開の請求をすることができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- 〔21〕特許法に規定する訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次の(イ) ~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 特許無効審判が請求項ごとに請求された場合において、一部の審決が確定したとき、 特許権者は、当該確定した審決に係る請求項について訂正審判を請求することができる。
- (p) 誤訳の訂正を目的とする明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- (n) 特許権について専用実施権が設定されている場合において、当該専用実施権者の承諾 を得ないでされた訂正審判の請求は、不適法な審判の請求であって、その補正をするこ とができないものとして、審決をもって却下されることがある。
- (二) 特許無効審判が一群の請求項について請求された場合において、特許無効審判の請求がされていない他の一群の請求項については、訂正の請求によって訂正をすることができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

- [22] 商標の審判及び登録異議の申立てに関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 登録異議の申立て(商標法第43条の2)において、その申立てをすることができる期間の経過後に、登録異議の申立ての理由について、要旨の変更となるような補正をすることができる場合があるが、商標登録の無効の審判(商標法第46条)の請求においては、請求の理由について、要旨の変更となるような補正をすることはできない。
- 2 不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)において、その取消しに係る 商標登録の商標権の質権者は、参加人として登録商標の使用を証明するための審判手続 をすることができる。
- 3 専用使用権者が指定商品に類似する商品について登録商標を使用し、他人の業務に係る役務と混同を生じさせた場合、そのことを理由とする商標法第53条に規定する商標登録の取消しの審判は、当該商標の使用の事実がなくなった日から5年を経過した後は、請求することができない。
- 4 商標登録の無効の審判(商標法第46条)が請求されている商標登録について、不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)が請求された場合、当該取消しの審判について審決がされる前に、商標登録に係るすべての指定商品及び指定役務について、商標登録を無効とすべき旨の審決が確定したときは、当該取消しの審判の請求は、取り下げられない限り、審決をもって却下される。
- 5 指定商品が「a」及び「b」である登録商標について、指定商品「b」に係る不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)が請求され、その審判の請求の登録後に、「b」についての商標権の放棄による消滅が登録された場合、当該取消しの審判の請求は、審決をもって却下される。

- [23] 特許法に規定する審決に対する訴えに関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許を受ける権利の共有者が、共同で拒絶査定不服審判を請求し、請求が成り立たない旨の審決を受けた場合、各共有者は単独でその審決に対する訴えを提起することができる。
- 2 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、特許庁又は 裁判所の発議により、裁判所に対し、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事 項について、意見を述べることができる。
- 3 共有に係る特許権についてその特許を無効にすべき旨の審決がされたときは、共有者 は全員でその審決に対する訴えを提起しなければならない。
- 4 複数人が共同して特許無効審判を請求し、審判の請求は成り立たない旨の審決がされた場合、当該審決に対する訴えは、その特許無効審判の請求をした者全員が共同して提起しなければならない。
- 5 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えについて、訴えの取下げにより訴訟手続 が完結した場合には、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を特許庁長官 に送付する必要はない。

- [24] 特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査(以下「前置審査」という。)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した図面について補正があった。当該補正が軽微なものである場合、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させないものとすることができる。
- (p) 審判官は、拒絶査定不服審判の請求前にされた補正が、特許法第17条の2第3項に規定する要件(いわゆる新規事項の追加の禁止)を満たしていないと認めた場合、その補正を却下することができる。
- (n) 拒絶査定不服審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、 申請によって当該審判に参加することができる。
- (二) 拒絶査定不服審判において、審判長は、当事者の申立てがある場合に限り、口頭審理 による審判をすることができる。
- (ホ) 前置審査において、拒絶をすべき旨の査定に係る拒絶の理由が解消され、かつ新たな 拒絶の理由が発見されないとき、審査官は、その旨を特許庁長官に報告しなければなら ない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [25] 特許を受ける権利等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 従業者等は、勤務規則の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を 設定した場合、当該仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録がされる 前であっても、相当の対価の支払を受ける権利を有する。
- 2 従業者等が、勤務規則の定めにより職務発明について特許を受ける権利を使用者等に 承継させた場合であっても、従業者等がその特許を受ける権利を第三者に譲渡すること により、使用者等は、その特許を受ける権利の承継をその第三者に対抗することができ ないことがある。
- 3 勤務規則において相当の対価を定める場合、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない旨特許法に規定されている。
- 4 従業者等と使用者等の間で、職務発明に関して、使用者等への特許を受ける権利の承継及び相当の対価について定める契約を締結した場合には、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められることはない。
- 5 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専 用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に対してさらに仮専用実施権 を設定することができる。

[26] 商標登録出願又は商標権に関する手続等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 同一の者から承継した同一の商標登録出願により生じた権利の承継について同日に2 以上の届出があった場合であって、届出をした者の協議が成立しなかったときは、特許 庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた者の届出のみが効力を生じる。
- (p) 特許庁長官は、常に、商標掲載公報の発行の日から2月間、特許庁において出願書類 及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。
- (ハ) 商標権の存続期間の更新登録の申請が、商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にされず、その期間の経過後6月以内においてもその申請が商標権者によってされなかった場合は、その商標権は存続期間の満了の時にさかのぼって消滅したものとみなされる。
- (二) 特許庁は、出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下を必ず商標公報に掲載しなければならない。
- (ホ) 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたとき、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対して、商標権の設定の登録の日から3年以内であれば常に金銭的請求権に基づき支払いを求めることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 2
- 5 5つ

〔27〕次の文章は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、特許権の効力の例外について述べた文章である。①~⑥の空欄に語句を入れたとき、空欄番号と語句の組合せとして最も適切なものはどれか。

加盟国は、第三者の(①) を考慮し、特許により与えられる(②) について(③) 例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を(④) 妨げず、かつ、特許権者の(⑤) を(⑥) 害さないことを条件とする。

- 1 ①権利 ②独占的権利 ③合理的な ④不合理に ⑤公平な利益 ⑥不合理に
- 2 ①正当な利益 ②排他的権利 ③限定的な ④不合理に ⑤正当な利益 ⑥不当に
- 3 ①特権 ②独占的権利 ③包括的な ④不正に ⑤正当な利益 ⑥不正に
- 4 ①正当な利益 ②排他的権利 ③限定的な ④不当に ⑤正当な利益 ⑥不当に
- 5 ①正当な利益 ②独占的権利 ③限定的な ④不正に ⑤公正な利益 ⑥不当に

- [28] 特許権等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許権が共有に係るとき、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許発明の実施をすることができない場合がある。
- 2 日本に特許権を有する特許権者が、日本国外において当該特許発明に係る特許製品を 譲渡した場合において、その特許権者は、当該譲受人に対しては、当該製品について販 売先ないし使用地域から日本を除外する旨を当該譲受人との間で合意した場合を除き、 当該製品について日本で特許権を行使することはできない。
- 3 特許権者が日本において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、日本で特許権を行使することができ、上記にいう特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断される。
- 4 判定の請求は、答弁書の提出があった後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができない。
- 5 実用新案権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価を請求する前であっても、 自己の実用新案権の技術的範囲について、特許庁に対し、判定を求めることができる。

- 〔29〕特許出願及び実用新案登録出願の分割及び変更並びに実用新案登録に基づく特許出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許出願の分割に係る新たな特許出願については、もとの特許出願の日から3年を経過した後であっても新たな特許出願の日から30日以内に出願審査の請求をすることができ、また、実用新案登録に基づく特許出願についても、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を経過した後であっても当該実用新案登録に基づく特許出願の日から30日以内に出願審査の請求をすることができる。
- 2 特許法第162条に規定する審査(前置審査)において、審査官から拒絶理由の通知を 受けた場合、当該拒絶理由に対する意見書を提出する機会として審査官が指定した期間 内であれば、特許出願人は当該特許出願の分割をすることができる。
- 3 実用新案権者は、自己の実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を経過する前であっても、その実用新案登録について自ら実用新案技術評価の請求をした後は、 その実用新案登録に基づいて特許出願をすることができない。
- 4 実用新案登録出願から変更された特許出願を実用新案登録出願に変更できる場合はあるが、実用新案登録に基づく特許出願を実用新案登録出願に変更できる場合はない。
- 5 特許法第162条に規定する審査(前置審査)において、審査官が特許をすべき旨の査 定をした場合、当該査定の謄本の送達があった日から30日以内に特許出願人はその特許 出願の分割をすることができる。

- [30] 商標権の効力に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- (4) 商標権の効力は、自己の著名な雅号を普通に用いられる方法で表示する商標に対して も及ぶ場合がある。
- (p) 商標権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様により、その商標登録出願の日後の出願に係る他人の特許権と抵触する場合であっても、登録商標の使用をすることができる。
- (n) 商標権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様により、その商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触する場合に、指定商品又は指定役務のうち抵触しない部分については、登録商標の使用をすることができる。
- (二) 他人の商標登録出願前から、日本国内において、不正競争の目的ではなく、その商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合、その商品についてその商標の使用をする権利を有するが、当該権利はいかなる場合も移転は認められない。
- (*) 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した後に再審により当該商標権が回復した場合、その商標権の効力は、再審の請求の登録後再審により商標権が回復するまでに、商標権についての正当な権限を有しない者が善意で当該登録商標を当該指定商品に使用する行為には及ばない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 7
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [31] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 優先日を変更しない優先権主張を補充する場合、国際出願日から4月以内であれば常に優先権の補充が認められる。
- 2 受理官庁は、当該受理官庁が採用した優先権の回復のための基準を後に変更することはできない。
- 3 優先権の回復の請求は、優先期間満了の日から2月以内にすれば常に提出されたものとみなされる。
- 4 出願人の請求がなくても、優先権が回復される場合がある。
- 5 出願人は、国際予備審査機関と口頭及び書面で連絡する権利を有する。

- [32] 特許権の侵害に関し、次の(4)~(1)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納があり、特許権が回復した場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許法第112条第1項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に日本国内において当該物を生産する行為は、当該特許権の侵害行為には当たらない。
- (p) 故意及び過失なく特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その侵害の停止を命ずることはできるが、特許権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることはできない。
- (ハ) 特許が物Aの発明についてされている場合において、その物Aの生産に用いる物Bが、 外国において広く普及していたとしても、日本国内において普及していないときは、そ の物Bを生産する行為について、特許法第101条第2号に規定する間接侵害が成立する ことがある。
- (二) 特許権侵害訴訟における被告は、当該被告が当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者でなくても、特許法第123条第1項第6号に規定する無効理由(いわゆる冒認)に基づいて、特許法第104条の3第1項の規定による抗弁を主張することができる。
- (ホ) 特許権侵害訴訟の終局判決が確定した後に、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定 したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおい て、当該審決が確定したことを主張することはできないが、当該訴訟を本案とする仮差 押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴えにおいて、当該審決が確 定したことを主張することはできる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 2
- 5 なし

- [33] 著作権及び著作者人格権の帰属に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 **甲**が行った講演 A について、その録音に基づき、逐語的にそのまま文書化した **乙**は、 その文書について著作権及び著作者人格権を有する。
- 2 **甲**が作曲した楽曲 A を、**乙**が編曲した場合、その編曲に関する著作権及び著作者人格 権は**甲**が有し、**乙**は何ら権利を有しない。
- 3 甲社の従業員**乙**が、上司の指示を受けて**甲**社の営業秘密に関する文書**A**を作成した。 **A**に**甲**社の名称も**乙**の氏名も付されていない場合、**A**の著作権及び著作者人格権は、**乙** が有する。
- 4 甲社は、**乙**社からの依頼を受けて、**乙**社の商品のテレビコマーシャル**A**を製作することになり、社外の監督**丙**に撮影を依頼した。**A**が、**丙**の判断と指示に基づき撮影され、完成された場合でも、**A**の著作権及び著作者人格権は、**甲**社が有する。
- 5 **甲**が描いた漫画の主人公のイラストを利用して、**乙**がアニメーション**A**を作成した。 **A**について、**乙**は著作権及び著作者人格権を有し、**甲**は**乙**と同一の種類の著作権を有す る。

- [34] 地域団体商標及び団体商標に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 団体商標に係る商標権を有する法人は、その構成員が指定商品又は指定役務について 団体商標に係る登録商標の使用をする権利につき、当該法人が定めた特定の品質等に関 する基準に合致した商品又は役務についてのみ認められる旨の制限を課すことができる。
- 2 地域団体商標の登録が、その設定登録時に商標法第7条の2第1項に規定する周知性 の要件を満たしていなかった場合には、そのことを理由とする商標登録の無効審判は、 商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は常に請求することができない。
- 3 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標については、団体商標として登録を受けることができる場合はない。
- 4 地域団体商標に係る商標権者は、その商標権について専用使用権を設定できる場合がある。
- 5 団体商標の商標登録出願については、当該団体のみが指定商品又は指定役務について 出願に係る商標を使用する場合であっても、商標法第3条第1項柱書に規定する「自己 の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」に該当し、商標登録を受けること ができる。

- [35] 特許法に規定する手続等に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 特許出願人の名義変更届を郵便により提出した場合において、当該郵便物の通信日付 印により表示された日時のうち日のみが明瞭であって時刻が明瞭でないときは、表示さ れた日の午後12時に、当該名義変更届が特許庁に到達したものとみなされる。
- (p) 法定代理人は、後見監督人がない場合において復代理人を選任しようとするときは、 特別の授権を得なければならない。
- (ハ) 日本国内に住所も居所(法人にあっては、営業所)も有しない者の特許権についての 訴えは、特許管理人があるときは、その住所又は居所を管轄する裁判所に提起すること ができる。
- (二) **甲**の特許出願について拒絶の理由が通知された後、当該特許出願に係る特許を受ける権利が**甲**から**乙**に移転された場合、審査官は、**乙**に対して、あらためて拒絶の理由を通知しなければならない。
- (ホ) 特許権について相続による移転の登録があったとき、特許庁長官は、請求により、当該登録を理由として当該相続人に対して特許証を交付する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [36] パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) いずれかの同盟国において優先権の主張を伴う出願をしたときに最初の出願の番号を 明示しなかった場合には、そのことを理由に優先権が直ちに喪失する。
- (p) 特許出願人は自己の発意により特許出願を分割することができ、各同盟国はその分割を認める場合の条件を定めることができる。
- (n) いずれの同盟国においても、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願を することができ、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をするこ ともできる。
- (二) 特許出願人が特許出願を分割する場合には、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 2
- 5 なし

- [37] 商標登録出願等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達を受けた後、拒絶査定に対する審判を請求する前までに行うことができる手続は、いくつあるか。
- (4) 商標登録出願について行われた指定商品の補正を却下する旨の決定に対する審判の請求。
- (1) 地域団体商標の商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正。
- (n) 国際商標登録出願について、通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願への出願の変更。
- (二) 国際商標登録出願以外の商標登録出願により生じた権利の相続その他の一般承継の特許庁長官への届出。
- (*) 2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2 以上の新たな商標登録出願にする分割。
- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [38] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 指定官庁が適用する国内法令が2012年10月9日の時点において発明者であることについての宣誓又は申立ての提出を要求している国を指定して国際出願がされた場合には、指定官庁は、発明者であることについての宣誓又は申立てを含む書類の提出を要求することができる。
- (p) 締約国の国内法令が認める場合には、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために 行動する国内官庁は、出願人の請求がない場合であっても、当該国内官庁にされた国内 出願を国際調査に類する調査(「国際型調査」)に付することができる。
- (n) 受理官庁により、要約が含まれていないことが発見され、その補充を求められたが、 それに応じなかったことを理由にして取り下げられたものとみなされた国際出願は、これを基礎にして後に工業所有権の保護に関するパリ条約の優先権主張をすることはできない。
- (二) 国際出願の優先権の基礎となる出願に、欠落要素又は部分が完全に含まれていること を受理官庁が認めた場合であっても、いったん付与された国際出願日を変えることなく 欠落要素又は部分を補充することは、常にできない。
- (ホ) 出願人は、国際調査機関に対し、国際調査を行うに当たり、同一若しくは他の国際調査機関又は国内官庁によって行われた先の国際調査、国際型調査又は国内調査の結果を 考慮することを希望することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5 つ

[39] 意匠法第26条(他人の登録意匠等との関係)について、次の(4)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、意匠権について、いかなる無効理由も有さず、通常実施権の設定の裁定を受けないものとする。

- (4) 「自転車」に係る**甲**の登録意匠**イ**において、その意匠の一部である「ハンドル」の意匠が、その意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の登録意匠に類似する場合、**甲**は、**イ**を実施することができない。
- (p) 「自転車」に係る**甲**の登録意匠**イ**において、その意匠の一部である「ハンドル」の意匠が、その意匠登録出願の日と同日の出願に係る**乙**の登録意匠に類似する場合、**甲**は、**イ**を実施することができない。
- (ハ) 「ハンカチ」に係る**甲**の登録意匠**イ**において、その意匠に表された模様がその意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の登録商標の図形に類似するものであっても、**甲**は、**イ**を実施できる場合がある。
- (二) 「デジタルカメラ」に係る**甲**の登録意匠**イ**が、その意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の特許発明において願書に添付された図面で開示された意匠に類似するが、当該特許発明の技術的範囲に含まれない場合は、**甲**は、**イ**を実施することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

- [40] 特許無効審判又は延長登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許権の存続期間の延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかった期間を超えているとして、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判が請求された。審理の結果、当該請求が認められ、審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかったものとみなされる。
- 2 審判長は、延長登録無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。
- 3 特許無効審判は、その特許が特許法第39条第1項から第4項の先願の規定に違反して されたことを理由とするものは、利害関係人に限り、請求することができる。
- 4 特許無効審判の審判請求書における請求の理由の補正がその要旨を変更するものであり、審判長が特許法第131条の2第2項の規定により決定をもってその補正を許可した。この場合、特許権者に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の機会が与えられないことがある。
- 5 特許無効審判は、審決、審判請求の取下げ及び審判上の和解のいずれの事由によって も終了する。

- [41] 不正競争防止法上の営業秘密の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 飲酒により口が軽くなる従業員が、宴席で勤務先の営業秘密を第三者に話してしまう 行為は、営業秘密に係る不正競争となる。
- 2 勤務先の営業秘密を、退職後に第三者に開示する行為は、その勤務先との間の退職時 の契約書において守秘義務を定める規定が設けられていない限り、営業秘密に係る不正 競争とならない。
- 3 営業上の情報について秘密管理がなされていなかった場合、不正の利益を得る目的で 当該情報を使用する行為でも、営業秘密に係る不正競争とはならない。
- 4 営業秘密をその不正取得者から取引によって取得した場合、取得の時点で不正取得行 為が介在したことを知らなかったのであれば、後にその事実を知ったとしても、当該取 引によって取得した権原の範囲内でその営業秘密を使用する行為は、営業秘密に係る不 正競争とならない。
- 5 暴行や脅迫のような犯罪行為により営業秘密を取得する行為は、営業秘密に係る不正 競争とならない。

- [42] 著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 高原の風景と鳥のさえずりを録画したDVDの製作者は、レコード製作者として著作隣接権を有する。
- 2 放送局は、市販されているCDを音源として用いて楽曲を放送する場合、そのCDのレコード製作者の許諾を得る必要がある。
- 3 俳優は、自己の演技が録画されている映画のDVDがレンタル店で貸与される場合、そのDVDが最初に販売された日から起算して1月以上12月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過するまで、貸与権を有する。
- 4 歌手は、自己の歌唱が録音されているCDが発売される場合、そのCDに自己の氏名を表示する権利を有する。
- 5 放送番組を無断で改変し放送事業者の名誉や声望を害する行為は、その放送事業者の 同一性保持権を侵害する。

- [43] 商標の審判及び登録異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 商標法第52条の2に規定する商標登録の取消しの審判において、一の登録商標イに係る商標権者甲の当該登録商標の使用によって、他の登録商標口に係る商標権者**乙**の業務に係る商品と混同を生じさせたことを理由として、その登録商標イの商標登録を取り消すべき旨の審決がなされ、これが確定したときは、商標権は、その審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる場合がある。
- 2 商標登録が周知商標の保護に関する商標法第4条第1項第10号の規定に違反してされたことを理由とする商標登録の無効の審判は、いつでも請求することができる。
- 3 不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)の口頭審理において、当事者の一方が出頭しない場合は、口頭審理を行うことができない。
- 4 登録異議の申立ての審理において、審判官は、その申立てがされていない指定商品又は指定役務について、商標登録の取消理由の通知により相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えた上で、商標登録を取り消すべき旨の決定をすることができる。
- 5 商標権者が、指定商品について、登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば、登録商標と同一の商標であると認められるものを使用して、他人の業務に係る商品と混同を生じさせることについて故意がある場合であっても、商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判(商標法第51条)により、当該商標登録は取り消されない。

- [44] パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次の(4)~(=)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 同盟国Xに同盟国Yの車両が一時的に入った場合に、その車両の構造又は機能に関するX国で取得された特許の対象である発明を使用することは、パリ条約に基づき当該特許の特許権者の権利を侵害するものとは認められない。
- (p) 同盟国**X**の港湾に、同盟国**Y**の船舶が一時的に入った場合に、その船舶に附属する荷積み器機に関する**X**国で取得された特許の対象である発明を、その船舶内で専らその船舶の必要のために使用することは、パリ条約に基づき当該特許の特許権者の権利を侵害するものとは認められない。
- (n) 同盟国 X に同盟国 Y の航空機が偶発的に入った場合に、その航空機の附属物の構造又は機能に関する X 国で取得された特許の対象である発明を使用することは、パリ条約に基づき当該特許の特許権者の権利を侵害するものとは認められない。
- (二) 同盟国**X**の領海に、拠点とする港が同盟国**Y**にある**X**国の船舶が偶発的に入った場合に、その船舶の船体に関する**X**国で取得された特許の対象である発明を、専らその船舶の必要のために使用することは、パリ条約に基づき当該特許の特許権者の権利を侵害するものとは認められない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

[45] 商標法第3条及び第4条に規定する商標登録の要件に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願に係る立体商標について全体観察した場合に、需要者によって、指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合、 当該商標は、その商標の使用により自他役務の識別力を獲得しない限り、商標登録を受けることができない。
- (p) 商標登録出願に係る商標が、パリ条約の同盟国の政府の証明用の印章のうち、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有するものであって、その印章が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするものである場合、商標登録出願人が当該同盟国の政府であっても、商標登録を受けることができない。
- (n) 商標登録出願に係る商標が、公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章と同一又は類似の商標である場合、商標登録出願人が当該団体でなくても、 商標登録を受けることができる場合がある。
- (二) その商品について慣用されている商標に類似する商標は、商標法第3条第1項第2号 の規定に該当し、商標登録を受けることができない。
- (ホ) 商標登録出願に係る商標が、種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似し、その品種の種苗又はこれに類似する商品について使用する場合、当該品種登録を受けた本人が商標登録出願をすれば、商標登録を受けることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 >
- 4 4つ以上
- 5 なし

- [46] 特許法に規定する国際特許出願又は実用新案法に規定する国際実用新案登録出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 国際特許出願については、特許法第43条 [パリ条約による優先権主張の手続] (第43 条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定が適用される。
- (p) 国際実用新案登録出願が国際出願日において図面を含んでいない場合、特許協力条約 上図面は必要な場合にしか要求されないことから、図面の提出がないときであっても、 特許庁長官により当該出願が却下されることはない。
- (ハ) 外国語でされた国際特許出願に関し、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正をしたが、国内処理基準時の属する日までに、当該規定に基づき提出された補正書の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなかった場合、当該規定に基づく補正はされなかったものとみなされる。
- (二) 外国語でされた国際特許出願の出願人は、当該国際特許出願の国内公表があった後でなければ、補償金の支払を請求することはできない。
- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

〔47〕特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)及び第39条(先願)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げないものとする。

- (イ) 甲は、発明イについて特許出願 A をし、 Z は出願 A と同日に発明イについて特許出願 B をした。この場合、審査官は、特許法第39条第6項に基づき、相当の期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を甲及び Z に命じなければならない。
- (p) 甲は、自らした発明イについて特許出願Aをし、乙は、出願Aの出願日後でかつ出願公開前に、自らした発明イについて特許出願Bをした。出願Aについては、出願日から3年以内に出願審査の請求がなかったので、出願Aは取り下げられたものとみなされた。この場合、出願Aについて出願公開がされていても、出願Bは、出願Aが先願であるとして拒絶されることはなく、出願Aがいわゆる拡大された範囲の先願であるとして拒絶されることもない。
- (ハ) 甲は、特許請求の範囲及び要約書に自らした発明 イのみを記載し、明細書及び図面には、発明 イとともに自らした発明 ロを記載して特許出願 Aをした。 乙は、出願 A の出願日後でかつ出願公開前に、特許請求の範囲及び明細書に自らした発明 イを記載して特許出願 B をした。その後、甲は、発明ロのみが明細書、特許請求の範囲及び図面に記載されるものとする補正をした。この場合、出願 A について出願公開がされても、出願 B は、出願 A がいわゆる拡大された範囲の先願であるとして拒絶されることはない。
- (二) 甲は、自らした発明イについて平成25年2月1日に特許出願Aをし、平成25年12月9日に出願Aを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ及び口についての特許出願Bをした。その後、甲は、平成26年1月31日に出願Bのみを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ、口及びハについての特許出願Cをした。乙は、平成26年1月15日に自らした発明イについて特許出願Dをした。この場合、出願Cについて出願公開がされたとき、出願Dは、出願Bがいわゆる拡大された範囲の先願であるとして拒絶される。

- (*) 甲は、パリ条約の同盟国において、自らした発明イについて平成25年2月1日に最初の特許出願Aをした後、平成25年12月9日に日本国において、出願Aに基づくパリ条約による優先権の主張を伴う発明イ及び口についての特許出願Bをした。その後、甲は、平成26年1月31日に出願Bのみを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ、口及びハについての特許出願Cをした。乙は、平成26年1月15日に自らした発明イについて特許出願Dをした。この場合、出願Dについて出願公開がされても、出願Cは、出願Dがいわゆる拡大された範囲の先願であるとして拒絶されることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4
- 5 5つ

- [48] 関連意匠に関し、次の(1)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 本意匠**イ**及びその関連意匠**ロ**の意匠権者は、**イ**の意匠権についてのみ専用実施権を設 定することができる。
- (p) 本意匠**イ**及びその関連意匠**ロ**が意匠登録された。このとき、**ロ**が、**イ**に類似しないことを理由として、**ロ**の意匠登録について意匠登録無効審判を請求することができる。
- (ハ) 甲と乙が共同で創作した意匠イ及び意匠口について、甲が単独で意匠登録出願をし、 イを本意匠とし口をその関連意匠として意匠登録を受けた。その後、イの意匠権が放棄 され消滅した。このとき、乙は、いかなる場合であっても、口の意匠権について、意匠 法26条の2第1項(意匠権の移転の特例)に規定する意匠権の移転を請求することがで きない。
- (二) 本意匠**イ**及びその関連意匠**ロ**が意匠登録されたとき、**ロ**及びこれに類似する意匠の範囲についてのみ判定を求めることはできない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

- [49] 特許法に規定する実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 **甲**の発明の内容を知らないで自らその発明をし、**甲**の特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている**乙**は、**甲**の特許出願の出願時にその出願の発明の内容を知っている場合であっても、先使用による通常実施権を有することがある。
- 2 同一の発明**イ**についての特許**A**及び特許**B**のうち特許**A**が特許無効審判により無効に された場合において、その特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許**A**に 係る特許権についての先使用による通常実施権を有する者は、特許**B**について先使用に よる通常実施権を有しないときでも、特許**B**に係る特許権についての通常実施権を有す ることがある。
- 3 特許法第83条第2項(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)の裁定の請求があったとき、登録していない質権者でもその裁定の請求について意見を述べることができる 旨特許法に規定されている。
- 4 特許法第83条第2項(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)の裁定又は特許法第 93条第2項(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)の裁定による通常実施権に ついては、特許権者の承諾を得ても質権を設定することができない。
- 5 特許権者甲の特許権Aについて乙及び丙の共有の専用実施権が設定され登録されている場合において、専用実施権者乙の持分が相続その他の一般承継により丁に移転されるとき、甲又は丙のいずれかの承諾又は同意を必要とする場合はない。

- [50] 特許の要件に関し、次の(1)~(1)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 甲は、平成24年7月12日に日本国内で開催された学会で自らした発明イを発表し、平成24年12月10日に発明の新規性の喪失の例外の規定(特許法第30条)の適用を受けて、発明イに係る特許出願Aをした。一方、乙は、平成24年10月12日に自らした発明イに係る特許出願Bをした。この場合、出願Aは出願Bがいわゆる拡大された範囲の先願(特許法第29条の2)であるとの拒絶理由を有することがある。
- (p) 甲は、自らした発明イについて外国語書面出願Aをし、出願日から1年2月以内に外国語書面のうち明細書と特許請求の範囲について翻訳文を提出したが、図面については翻訳文を提出しなかった。乙は、出願Aの出願日後でかつ出願公開前に、自らした発明イについて特許出願Bをした。この場合、出願Bは、出願Aがいわゆる拡大された範囲の先願(特許法第29条の2)であるとの拒絶理由を有することがある。
- (ハ) 特許請求の範囲の請求項1及び2に同一の発明が記載された特許出願がなされ、当該 出願について審査される場合、審査官は、請求項1及び2に係る発明が同一であること を理由として拒絶の理由を通知することができる。
- (二) 特許を受ける権利が共有に係る場合に、共有者の一人が単独で特許出願をしたことは、 審査における拒絶理由となり、また特許無効審判における無効理由となる。
- (ホ) 甲は、平成24年7月12日に日本国内で開催された学会で自らした発明イを発表し、平成24年7月26日に発明イに係る特許を受ける権利を乙に譲渡した。この場合、乙は、甲の学会発表の日から6月以内であれば、発明の新規性の喪失の例外の規定(特許法第30条)の適用を受けて特許出願をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- $3 \quad 3 \sim$
- 4 4 9
- 5 5つ

- [51] 著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 高校生の描いた絵画が、本人の許諾を受けて当該高校の文化祭で展示された。その絵画が掲載された当該高校のパンフレットを校外に配布する行為は、公表権の侵害となる。
- 2 短編小説が、作家の筆名を付して出版された。その作家の実名が周知になったとしても、その実名を付して当該小説を雑誌に掲載する行為は、氏名表示権の侵害となる。
- 3 文化財として保護されている建築の著作物を改築することは、それが実用のために必要な改築であっても、同一性保持権の侵害となる。
- 4 著作者の社会的な評価を低下させるような著作物の利用であっても、その利用が著作物の改変を伴わない場合には、著作者人格権の侵害とみなされることはない。
- 5 著作者の死亡後は、著作権者の同意を得れば、未公表の著作物を公表することができる。

- [52] 特許権又は実施権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 専用実施権者は、質権者又は当該専用実施権者の許諾による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる。
- (p) 特許権の相続による移転は、登録しなくてもその効力を生ずるが、相続人がその特許権を放棄した場合には、放棄による特許権の消滅は登録しなければその効力を生じない。
- (ハ) 専用実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合には特 許権者の承諾なしに移転できるが、いずれの場合も登録しなければその効力を生じない。
- (二) 先使用による通常実施権は、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者がその実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について有する通常実施権であるから、実施の事業とともにする場合に限り移転することができる。
- (ホ) 特許権を目的とする質権の消滅は、担保する債権が弁済により消滅した場合には登録しなくても効力を生ずる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [53] 不正競争防止法上の商品等表示に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 華道の流派の名称も、商品等表示となりうる。
- 2 コマーシャル・ソングも、商品等表示となりうる。
- 3 業界で周知であっても、消費者に周知でない商品等表示には、周知性は認められない。
- 4 新聞や雑誌にたびたび商品等表示が掲載されていることは、その周知性を判断する際 の要素となる。
- 5 関東地方でのみ周知である商品等表示でも、周知性は認められる。

- [54] 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 国際商標登録出願の出願人は、商標法第15条の2の規定により審査官により指定された拒絶理由の通知に対する意見書の提出期間内に限り当該出願を分割することができる。
- (p) 国際商標登録出願に係る商標についてした補正が要旨を変更するものとして却下され、 その補正後の商標について新たな商標登録出願をしたときは、その出願は、その補正に ついて手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。
- (n) 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなされる。
- (二) 国際登録に基づく商標権が事後指定に係る国際商標登録出願による場合、当該商標権 の存続期間は事後指定の日から10年をもって終了する。
- (*) 国際登録に基づく商標権が相続により移転した場合は、登録をしなくてもその効力は生じる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 9
- 4 4 2
- 5 5つ

- [55] 著作権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 美術館が、その所有する絵画の原作品を、他の美術館に有料で貸与する場合、当該絵画の著作権者の許諾を得る必要はない。
- 2 美術館が、非営利目的でその所蔵作品をデジタル・アーカイブ化し、インターネット で公開する場合、当該アーカイブを構成する作品の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 3 美術館が、正面ゲートの前に、その所有する大理石の彫刻を設置する場合、当該彫刻 の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 4 美術館が、個人コレクターの家から盗まれた絵画を、盗品であることを知らずに窃盗 団から借りて展示をする行為は、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。
- 5 美術館が、絵画の贋作を展示する行為は、たとえ美術館が贋作と知らなかったとして も、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。

- [56] 出願の変更に関し、次の(1)~(=)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願が特許庁に係属しているときは、いつでも意匠登録出願へ変更することができる。
- (p) 特許出願人は、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月を経過した後は、特許庁長官が拒絶査定不服審判を請求することができる期間を延長した場合であっても、その特許出願を意匠登録出願に変更することはできない。
- (ハ) 特許出願人は、その特許出願について仮通常実施権を有する者があるときは、その承諾を得なければ、その特許出願を意匠登録出願に変更することができない。
- (二) 実用新案登録出願人が、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更した場合に、も との実用新案登録出願について提出された、最初に出願をしたパリ条約の同盟国の国名 及び出願の年月日を記載した書面が、当該意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出され たものとみなされることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [57] 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律に規定する国際出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 国際出願に、明細書又は請求の範囲が含まれておらず、手続の補完を命じられた場合、 指定された期間内に手続の補完をすれば、当該国際出願が特許庁に到達した日が国際出 願日として認定される。
- (p) 国際出願に、その国際出願に含まれていない図面についての記載がされている場合、 特許庁長官からその旨が出願人に通知されるが、出願人が経済産業省令で定める期間内 に図面を提出したときには、その図面の到達の日が国際出願日として認定される。
- (n) 国際出願をしようとする者は、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を、 日本語、英語又はフランス語で作成し、特許庁長官に提出することができる。
- (二) 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する 文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、経済産業省令で定める期間内に、その文 献の写しの送付を請求することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [58] 秘密意匠に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 秘密意匠の意匠権についての専用実施権者は、秘密請求期間中に当該専用実施権を侵害した者に対して、その意匠に関する意匠公報を提示して警告をした後であれば、差止請求権を行使することができる。
- (p) 意匠登録出願について、意匠権の設定の登録を受ける際の登録料の納付と同時に、その意匠を秘密にすることを請求する場合、意匠登録出願人の氏名や住所、秘密にすることを請求する期間、意匠に係る物品を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
- (ハ) 意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**と意匠**口**に係る意匠登録出願**B**が同日に出願され、**イ**と**口**が類似するとき、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立しないことを理由として、拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、**イ**のみについて秘密にすることを請求していたとき、**口**については、願書及び願書に添付した図面の内容について、当該査定の確定後、**イ**の秘密請求期間が終了するまで待たずに、直ちに意匠公報に掲載される。
- (二) 本意匠**イ**及びその関連意匠**口**について意匠権の設定の登録がされた場合、**イ**のみについて秘密にすることを請求していたときでも、**口**についても、願書及び願書に添付した図面の内容については、**イ**の秘密請求期間が経過するまで秘密とされる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

- [59] 実用新案登録無効審判又は実用新案法に規定する訂正に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 実用新案登録無効審判の答弁書提出期間内に、答弁書の提出とともに願書に添付した 実用新案登録請求の範囲が訂正された場合、審判請求人は、訂正書の副本の送達があっ た日から30日以内に限り、相手方の承諾を得ることなく、その審判の請求を取り下げる ことができる。
- (p) 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があったときは、その旨を当該実用新案権に ついての専用実施権者に通知しなければならない。
- (ハ) 請求項1及び2からなる実用新案登録の請求項1について、無効審判が請求された。 審判は職権主義によって貫かれているため、請求項2についても審理の対象となること がある。
- (二) 実用新案権者は、一部の請求項について実用新案技術評価を請求した場合において、 その一部の請求項についての最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から 2 月(実用新案法第14条の 2 第 6 項の規定により延長が認められた場合にはその延長され た期間) を経過したときであっても、他の請求項については、願書に添付した明細書、 実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。
- (*) 実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができる場合はない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [60] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 国際事務局は、国際出願に善良の風俗又は公の秩序に反する表現が含まれていると認める場合には、国際公開を行うに際し、刊行物においてそのような表現を省略することができる。この場合には、国際事務局は、請求により個別に省略箇所の写しを交付する。
- (p) 国内特許及び広域特許の双方を受けるために国を指定した場合には、その国の指定の 取下げは、別段の表示がある場合を除くほか、国内特許を受けるための指定のみの取下 げを意味する。
- (ハ) 国際調査機関は、国際調査報告を作成したときは、その後速やかに、その国際調査報告を出願人、国際事務局及び指定官庁に送付しなければならない。
- (二) 受理官庁が、国際出願に、特許協力条約第14条(1)(a)に規定する欠陥を発見し、 出願人に対し、所定の期間内に国際出願の補充をすることを求めた場合において、出願 人が補充をしなかったときは、その国際出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (*) 国際出願の明細書には、当該技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に発明が開示され、請求の範囲には、保護が求められている事項が明確かつ簡潔に記載されていなければならず、かつ、請求の範囲は、明細書により十分な裏付けがされていなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 5つ